



2024年7月末の日銀金融政策決定会合をきっかけにドル円相場が円高方向に急変、米国の景気減速懸念とあわせり、2024年8月前半の株式市場は大きく乱高下しました。お盆明け時点でも日経VIXは25を超えているなど株式市場では高いボラティリティが続いています。株式市場や日本経済が一日も早く落ち着きを取り戻して欲しいと切に願います。

### 最新情報（2024年7月1日～2024年7月31日）

#### 1. 業種別委員会

| CPA協会<br>HP掲載日 | 種類   | タイトル   | 内容  | 適用時期等  |
|----------------|------|--|---|--|
| 2024年<br>7月18日 | 改正   | 「業種別委員会実務指針第64号「投資信託における監査上の取扱い」の改正について」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」の公表について | 日本公認会計士協会（業種別委員会）は、2024年7月18日付で、「業種別委員会実務指針第64号「投資信託における監査上の取扱い」の改正について」を公表いたしました。<br>金融庁の金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」から2022年6月22日に公表された中間整理および2024年2月15日に投資信託財産の計算に関する規則が改正されたことを受けて、市場価格のない株式等に投資する投資信託の監査上の留意事項を追加するために見直しを行ったものです。 | 2024年2月15日以後開始する計算期間に係る監査及び中間計算期間に係る中間監査から適用 |
| 2024年<br>7月19日 | コメント | 「業種別委員会実務指針「生命保険会社における任意の期中レビューに係る実務指針」（公開草案）の公表について                   | 日本公認会計士協会（業種別委員会）は、業種別委員会実務指針「生命保険会社における任意の期中レビューに係る実務指針」について検討を行い、このたび一通りの検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。   | 募集終了   |

|                |      |   |  |  |
|----------------|------|---|--|--|
| 2024年<br>7月19日 | コメント | 「業種別委員会実務指針第41号「銀行等金融機関の四半期レビューに関する実務上の取扱い」の改正について」(公開草案)の公表について                        | 日本公認会計士協会(業種別委員会)は、業種別委員会実務指針第41号「銀行等金融機関の四半期レビューに関する実務上の取扱い」の見直しについて一通りの検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。<br><br>今般の金融商品取引法に基づく四半期開示制度の見直しを受けて、読替え、修正や削除が必要になる事項を中心に改正を行ったものです。                                  | 募集終了   |
| 2024年<br>7月24日 | 改正   | 「業種別委員会実務指針第69号「特定複合観光施設区域整備法に基づく四半期レビューに関する実務指針」の改正について」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」の公表について | 日本公認会計士協会(業種別委員会)は、「業種別委員会実務指針第69号「特定複合観光施設区域整備法に基づく四半期レビューに関する実務指針」の改正について」を公表いたしました。<br><br>金融商品取引法に基づく四半期開示制度の見直し等を踏まえて、「特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令(令和3年国土交通省令第75号)」が2024年3月に改正されたことを受けて、見直しを行ったものです。    | 2024年6月<br>30日以後終了<br>する連結会計年度及び事業年度の四半期連結会計期間から適用 |
| 2024年<br>7月29日 | 改正   | 「専門業務実務指針4465「自己資本比率及びレバレッジ比率の算定に対する合意された手続業務に関する実務指針」の改正について」の公表について                   | 日本公認会計士協会(業種別委員会)は、「専門業務実務指針4465「自己資本比率及びレバレッジ比率の算定に対する合意された手続業務に関する実務指針」の改正について」を公表いたしました。<br><br>バーゼル銀行監督委員会が公表しているバーゼル合意の新たな枠組み(バーゼルⅢ)の最終化としてリスク計測手法等の見直しを含む金融庁の改正告示が2024年3月31日から段階的に適用されることとなり、それを受けて改正を行ったものです。   | 2024年7月<br>12日                                     |
| 2024年<br>7月31日 | 改正   | 「業種別委員会実務指針第52号「全銀協 TIBOR 行動規範の遵守態勢に対する保証業務に関する実務指針」の改正について」の公表について                     | 日本公認会計士協会(業種別委員会)は、2024年7月12日に開催された常務理事会の承認を受けて、「業種別委員会実務指針第52号「全銀協 TIBOR 行動規範の遵守態勢に対する保証業務に関する実務指針」の改正について」を公表いたしました。<br><br>保証業務実務指針及び専門業務実務指針並びに関連する公表物の起草方針に基づいた構成への組替え、及び「全銀協 TIBOR 行動規範」の改定等への対応のため、見直しを行ったものです。 | 2024年7月<br>12日                                     |

## 2. IFRS 関係（会計制度委員会）

| CPA 協会<br>HP 掲載日 | 種類       | タイトル  | 内 容  | 適用時期等 |
|------------------|----------|---|--|-------|
| 2024年<br>7月16日   | コメン<br>ト | IASB 公開草案「企業結合-開示、のれん及び減損（IFRS 第3号及び IAS 第36号の修正案）」に対する意見について | 2024年3月14日に国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board：IASB）から、公開草案「企業結合-開示、のれん及び減損（IFRS 第3号及び IAS 第36号の修正案）」が公表され、日本公認会計士協会に意見が求められました。<br><br>日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該公開草案に対するコメントを取りまとめ、2024年7月12日付けで提出いたしました | —     |

## 3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

## 4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

特になし

## 5. IT 関係（テクノロジー委員会）

特になし

## 6. その他（会計制度委員会等）

| CPA 協会<br>HP 掲載日 | 種類       | タイトル   | 内 容   | 適用時期等         |
|------------------|----------|--|---|---------------|
| 2024年<br>7月1日    | お知ら<br>せ | 移管に伴う会計制度委員会が公表した実務指針等の廃止について                      | 2024年7月1日付けで日本公認会計士協会から「移管に伴う会計制度委員会が公表した実務指針等の廃止について」が公表されました。<br><br>当該委員会報告等の廃止は、2024年7月1日付けで企業会計基準委員会から、移管指針「移管指針の適用」等が公表され、各種委員会報告等が企業会計基準委員会に移管されたことに伴う対応になります。 | 2024年<br>7月1日 |
| 2024年<br>7月26日   | コメン<br>ト | IFAC 公開草案「国際教育基準 (IESs) 第2・3・4号-サステナビリティ及び 第6号-初期専 | 2024年4月24日付けで国際会計士連盟 (IFAC) から公開草案「国際教育基準 (IESs) 第2・3・4号サステナビリティ及び 第6号初期専門能力開発-専門的能力の評価の改訂案」が公表されました。<br><br>日本公認会計士協会（継続的専門能力開発制度協議会）では、                             | —             |

|  |  |                                 |   |  |
|--|--|---------------------------------|---|--|
|  |  | 門能力開発-専門的能力の評価の改訂案」に対するコメントについて | 本公開草案に対するコメントを取りまとめ、2024年7月23日付けてIFACに提出いたしました。 |  |
|--|--|---------------------------------|---|--|

## II. 連絡広場

### ワンポイントメッセージ

「監査におけるAIの利用に関する研究文書」の公表

日本公認会計士協会（テクノロジー委員会）では、2024年8月13日付で、「テクノロジー委員会研究文書第11号「監査におけるAIの利用に関する研究文書」」を公表いたしました。

日本公認会計士協会は、2019年にテクノロジー委員会研究報告第4号「次世代の監査への展望と課題に係る研究文書」を公表し、AIが今後の監査に与える影響についても取り扱っておりました。その後、大手監査法人を中心にAIを利用した監査ツールの開発が進められ、実際に監査実務の現場への導入も進んでいる状況です。監査において利用されるAIに関する理解を更新し、具体的な活用方法及び課題について改めて整理するとともに、AIが公認会計士の業務及び役割もたらす変化についての展望を示すことを目的として、本研究文書の取りまとめが行われています。

本研究文書では、AIの技術的な解説はされておらず、あくまでも監査におけるAIについて整理を行っています。このため、第1章でAIおよびAI監査ツールの基礎知識の整理を、第2章で具体的なAI監査ツールの利用例の概観およびそれが監査に与える影響への考察、第3章で監査にAIを用いる際の課題考察、第4章で公認会計士業務にあたる影響をまとめています。

会計不正等に起因する重要な虚偽表示を防止・発見することに関する社会から監査人に対する期待、被監査会社におけるビジネスの多様化や、会計基準の高度化等により、監査手続への要求は増加の一途をたどっています。ここにおいて監査に利用されるAIに関する理解を更新するとともに、具体的な活用方法及び課題について改めて整理が行われたことは、監査業務へのAIの本格的な活用は目前に迫っている状況の表れと言えるのではないのでしょうか。

以上

#### 【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒162-0824

東京都新宿区揚場町1番1号 揚場ビル3階

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703